

『米沢市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程』の一部改正について

1. 主な改正箇所及び改正理由

第3条（格付の方法）

別表第1 発注者別評価点

5 障がい者雇用の取組

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の改正により、常時雇用する労働者数が50人以下から45.5人以下となったためです。

追加 『10 健康経営優良法人の認定又はやまがた健康企業宣言の登録』

本市において『健康長寿のまちづくり』を推進しており、健診（検診）受診率の向上・健康経営を目指していることから、健康経営優良法人の認定及びやまがた健康企業宣言の登録を受けている企業を評価するものです。

○健康経営優良法人の認定・・・10点

○やまがた健康企業宣言の登録・・・5点

上記追加に伴い、備考2 『第9項』を『第10項』に改めました。

第4条（格付の基準）

別表第2 3 舗装工事

現在の等級Bと等級Cを統合し、建設業者の総合評価値又は総合点数の見直しをしました。なお等級Cは削除としました。

第5条（設計金額に対応する等級）

別表第3 1 土木一式工事 2 建築一式工事 3 舗装工事

土木一式工事及び建築一式工事について、上位の等級のより高い技術力を積極的に活用するため設計金額に対応する等級を複数とし、工事登録業者の受注機会の確保を図ることとしました。舗装工事については前条改正に伴い設計金額を改正するものです。

その他、法令・規則等文言の整合を図りました。

2. 施行期日：平成31年4月1日

※等級別格付については、平成31・32年度（定期）米沢市競争入札参加資格審査申請分からの適用となります。

別表第1（第3条関係）

発注者別評価点

- 1 規則第23条第1項に規定する米沢市建設工事請負契約競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）が提出された日の属する年度の前年度及び前々年度に米沢市建設工事等検査規程（平成5年米沢市訓令第18号）第4条第2項に規定する完成検査が終了した本市発注の工事の同規程第9条第1項に規定する工事成績の評定による数値

工 事 成 績 の 評 定	数 値
加（減）点＝（工事成績－75点）×4点	150～ -150点

- 2 申請書が提出された日の属する年度及び前年度に米沢市優秀建設工事表彰を受けた本市発注の工事の件数による数値

米沢市優秀建設工事表彰を受けた工事の件数	数 値
1件につき	20点

- 3 申請書が提出された日の属する年の前年及び前々年に指名停止を受けたこと等による数値

指 名 停 止 等 の 内 容	数 値
米沢市建設工事等指名停止規程（平成6年米沢市告示第66号。以下「規程」という。）第2条第1項に規定する指名停止の期間（この期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として切り上げた期間）1月につき	-15点
規程第17条に規定する警告又は注意の喚起（文書によるものに限る。）1回につき	-10点
規程第17条に規定する警告又は注意の喚起（口頭によるものに限る。）1回につき	-5点

- 4 国際標準化機構（ISO）規格の取組

ISO9000 シリーズの認証取得	10点
ISO14000 シリーズの認証取得	10点

- 5 障がい者雇用の取組

審査基準日時点で、雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する数以上である。この場合において同条第7項に規定する事業主以外の事業主のときは、1人以上とする。	10点
--	-----

- 6 子育て支援の取組み

常時雇用する労働者の数が100人を超える企業	
------------------------	--

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、かつ、就業規則において育児休業制度を規定している。	10 点
常時雇用する労働者の数が 100 人以下の企業 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、又は就業規則において育児休業制度を規定している。	10 点

7 消防団協力事業者の認定

審査基準日時点で、米沢市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成 23 年米沢市告示第 28 号）第 4 条に規定する認定を受けている又は同要綱第 3 条に規定する申請をしている。	10 点
---	------

8 新規学卒者の採用

審査基準日から過去 2 年の間に新規学卒者を採用し、審査基準日時点で、常用雇用している。	一人につき 5 点（上限 10 点）
--	--------------------

9 更生保護の協力雇用主の登録及び実績

内容	数値
再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 14 条に規定する協力雇用主として法務省山形保護観察所に登録し、審査基準日から過去 2 年の間に事業所見学会の受入れ、職場体験講習の受入れ又は保護観察若しくは更生緊急保護の対象者の雇用（トライアル雇用（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 110 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する雇入れをいう。）を含む。）のいずれかをおこなっている。	4 点

10 健康経営優良法人の認定又はやまがた健康企業宣言の登録

健康経営優良法人の認定	10 点
やまがた健康企業宣言の登録	5 点

- 備考**
- 第 1 項及び第 2 項の表は、これらの表の左欄に掲げる事由が生じた工事の工種（建設工事の種類をいう。以下同じ。）と同一の工種への等級別格付を行う場合に適用する。
 - 第 3 項から第 10 項までは、第 2 条各号に掲げるすべての工種への等級別格付を行う場合に適用する。

別表第2（第4条関係）

1 土木一式工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	800点以上
B	650点以上 800点未満
C	650点未満

備考 総合評定値又は総合点数が800点以上であっても特定建設業の許可を受けていない者にあつては、等級Bに格付するものとする。

2 建築一式工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	800点以上
B	600点以上 800点未満
C	600点未満

備考 総合評定値又は総合点数が800点以上であっても特定建設業の許可を受けていない者にあつては、等級Bに格付するものとする。

3 舗装工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	700点以上
B	700点未満

4 電気工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	800点以上
B	800点未満

5 管工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	750点以上
B	750点未満

6 水道施設工事

等級	建設業者の総合評定値又は総合点数
A	600点以上
B	600点未満

別表第3 (第5条関係)

1 土木一式工事

設計金額	等級
3,500万円以上	A
1,000万円以上 3,500万円未満	A及びB
1,000万円未満	B及びC

2 建築一式工事

設計金額	等級
5,000万円以上	A
1,000万円以上 5,000万円未満	A及びB
1,000万円未満	B及びC

3 舗装工事

設計金額	等級
1,000万円以上	A
1,000万円未満	B

4 電気工事

設計金額	等級
1,000万円以上	A
1,000万円未満	B

5 管工事

設計金額	等級
1,000万円以上	A
1,000万円未満	B

6 水道施設工事

設計金額	等級
2,000万円以上	A
2,000万円未満	B